

# 工業製品製造業分野における分野別運用方針の改正について

## 改正の背景・必要性

- 2024年3月の閣議決定により、製造業分野において、1号特定技能外国人の受入れ見込数が約5万人→約17万人（約3.5倍）へ大幅に増加（2028年に向けて）。また、対象業務区分も3から10に増加。
- 現在、当省が実施している本制度に係る技能評価試験の運営等について、その業務の大幅な拡大やサービスの拡充に対応するため、本制度を利用する事業者や業界団体が加入する民間団体を新設し、業務を移管すべく、分野別運用方針の所要の改正が必要。

## 改正案の概要

- ① 製造事業者団体等に対して特に課す条件として、以下の取組を実施する団体設置を追加。
  - ・ 特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた**共同ルール策定・遵守状況確認**
  - ・ **技能試験の運営**（試験場所の確保、受験者の募集、試験の実施）等
- ② 受入れ機関に対して特に課す条件に関連して、以下の改正を実施。
  - ・ 受入れ機関の所属先を、従来の「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」から**製造事業者団体等が設置する団体へ変更**。
  - ・ **経済産業省による報告徴収等への協力**を、受入れ機関の条件として明確化。
  - ・ **生産性向上・国内人材確保のための取組実施**を、受入れ機関の条件に追加。  
※具体的な条件として、賃上げに係るものを検討中。
  - ・ 受入れ機関が十分に対応できるよう、経過措置として**新条件の適用までに一定期間を設定**。